

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、_____に基づき、_____全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次の者に適用する。

- (1) _____内に勤務し、出入りするすべての者
- (2) _____の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者

2 この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図1のとおりとする。なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。

なお、協議の方法は、_____とする。

- (2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること。

- (4) 統括防火管理者の届出等の消防機関との連絡など防火管理上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
- (5) 建物の全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- (8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

(協議会の設置等)

第5条 _____の全体についての防火管理を行うため、別表1「統括防火管理協議会」の協議会構成員をもって、_____統括防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会に、別表1に定める会長、副会長及び若干名の役員を置く。
- 3 会長は、各管理権原者の協議により選出し、副会長その他の役員は、各管理権原者の同意を得て会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表するとともに、各管理権原者と相互に意思の疎通を図り、協議会の円滑な運営に努める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 6 会長は、各管理権原者と協議して統括防火管理者を選任（解任）し、消防機関に届け出る。
- 7 協議会の事務局は、会長の事業所に置き、会長又は統括防火管理者の指示を受けて協議会の事務を行う。

(協議会の審議事項等)

第6条 協議会は、建物全体についての防火管理を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。

- (1) 協議会の設置及び運用に関すること。
 - (2) 協議会の代表者の選任に関すること。
 - (3) 統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。
 - (4) 建物全体についての消防計画の確認及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。
 - (5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。
- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- (1) 定例会は、_____月、_____月の年2回開催する。

- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- (3) 会長は、必要に応じて統括防火管理者を参加させる。

(防火管理委員会の設置等)

第7条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の効果的な推進を図るため、防火管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を行うものとする。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表2「防火管理委員会構成表」のとおりとする。
- 3 防火管理委員会は、次の事項について調整・研究するものとする。
 - (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防の組織の運用体制・装備に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 従業員等の教育訓練に関すること。
 - (5) その他防火管理上必要な事項に関すること。
- 4 防火管理委員会の委員長は、会議を____月と____月に行い、次の場合は、臨時に開催する。
 - (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により開催が必要と認めたとき
 - (3) 本建物で火災等が発生したとき
- 5 統括防火管理者は、防火管理委員会の調査研究結果を各管理権原者に報告するとともに、必要に応じて建物全体についての消防計画の見直しを行うものとする。

(防火管理業務の委託)

第8条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。
- 3 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表3「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火管理者・防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の責務)

第9条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務を適正に行うため、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
 - (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。
 - (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
 - (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 4 統括防火管理者は、別表4「防火対象物実態把握表」により建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

(防火管理者の責務)

第10条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者に選任（解任）されたとき
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき
- (3) 統括防火管理者から指示された事項の結果
- (4) 防火対象物又は消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき
- (5) 用途又は消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき
- (6) 内装の改修などの工事を行うとき
- (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき
- (8) 臨時に火気を使用するとき
- (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

- (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修するとき
 - (12) 防火管理業務の一部を委託するとき
 - (13) 催物を開催するとき
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - (15) その他防火管理上必要な事項
- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。
 - 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

第2章 災害予防管理業務

第1節 災害予防管理

(防火管理状況の把握)

第11条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務に必要な実態を、別表5「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第12条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、共用部分は_____の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して、_____月と_____月の年2回実施する。

ウ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、_____が別表6「消防用設備等自主点検チェック表」(定期)により、定期的な法定点検(6か月ごとに1回)の合間に、概ね2回以上行う。

イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の自主検査は、_____が別表7「防火・避難施設等自主検査チェック表」(定期)により定期的に行う。

イ 各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定めて行う。

なお、各事業所の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

第13条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者が改修計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で見えられた不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第14条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者で協議し「工事中の消防計画」を届出させるものとする。

- 3 統括防火管理者・防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

(内装制限等の遵守)

第15条 建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

- 2 建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(避難経路図の掲示)

第16条 統括防火管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、別図2の避難経路図を掲示するものとする。

(定員・収容人員の管理)

第17条 統括防火管理者は、本建物内で催物等により、共用部分等において臨時に混雑が予測される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

- 2 各事業所の防火管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに、定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

(休日・夜間等の対応)

第18条 統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、別表8「休日・夜間等の防火管理体制」の防火管理体制により対応する。

- 2 各事業所の防火管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

第19条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火管理維持台帳への記録)

第20条 統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く。）についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

第21条 統括防火管理者は、建物内外の共用部分における出火防止対策を推進するため、各事業所の防火管理者に対して次の事項を指示し、各事業所の消防計画に定めさせて全従業員等に周知徹底させるものとする。

- (1) 火気使用設備器具等の設置又は使用の管理・監督
- (2) 喫煙管理
- (3) 放火防止対策
- (4) 可燃物、危険物品等の管理

(従業員等の遵守事項)

第22条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画によるものとする。

(放火防止対策)

第23条 統括防火管理者は、建物内外の共用部分への放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

(危険物品等の管理)

第24条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止する。ただし、本建物内への持ち

込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

第3節 防火・避難施設等の管理

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第25条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
 - ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災の延焼を防止するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3章 災害活動事項

第1節 自衛消防の組織の編成と任務

(自衛消防の組織の編成等)

第26条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防の組織の本部を防災センター等に設置し、活動拠点とするとともに、建物全体についての共同の自衛消防の組織

を編成する。

- 2 自衛消防の組織は、自衛消防隊長が統括指揮する。
- 3 自衛消防の組織には、本部隊及び地区隊を編成する。
- 4 本部隊には、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班等を置き各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。
- 5 地区隊は、各事業所の自衛消防の組織をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
- 6 自衛消防隊長は、情報の収集及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始を決定する。
- 7 自衛消防隊長は、消防機関が到着したときは、自衛消防の組織の活動状況、被災状況の情報等を提供するとともに消防機関への協力を行うものとする。
- 8 自衛消防の組織には、自衛消防隊長が不在時の任務の代行者（以下「自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。
- 9 自衛消防の組織の編成及び主たる任務は、別表9「自衛消防の組織の編成表」のとおりとする。

（自衛消防の組織の活動範囲）

第27条 自衛消防の組織の活動範囲は、原則として_____全体とする。

- 2 隣接する建物等からの火災により建物に延焼の危険がある場合は、建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内において、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

（本部隊の任務）

第28条 本部隊は、火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

- 2 本部隊の各班は、別表9の任務に基づき活動を行うものとする。
- 3 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- 4 現場員は、隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導等の任務にあたる。

（地区隊の任務）

第29条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災等においては、当該地区隊長の指揮のも

とに別表9に定める地区隊の任務を行うものとし、その活動は、各事業所の消防計画で定める。

- 2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

(自衛消防の組織の体制)

第30条 自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

自衛消防隊長は、自衛消防の組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は任務替えするなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表8によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。
 - (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、統括防火管理者及び各事業所の防火管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により連絡する。
 - (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

(自衛消防の組織の装備)

第31条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表10「自衛消防活動等装備品リスト」に定める。

- 2 本部隊の装備品は、防災センター等に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。
- 3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 火災時の活動

(火災発見時の措置)

第32条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 防災センター等の勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要に応じて放送設備等により周知する。

- 3 本部隊の指揮班長は、通報連絡班長と協力し、自衛消防隊長の活動方針を受けて各地区隊長等に内容を伝達するとともに、自衛消防隊長不在の場合は代行指揮を執るものとする。

(通報連絡)

第33条 本部隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、直ちに119番通報する。
- (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。
- (3) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
- (5) 情報収集内容の記録

2 地区隊の通報連絡(情報)担当は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認
- (3) 消火活動状況、活動人員の確認
- (4) 防火区画形成状況の確認
- (5) 危険物品等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長(自衛消防本部)及び地区隊長への報告
- (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第34条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、当該地区隊の担当区域外で火災が発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、地区隊長又は自衛消防隊長の指示により行動する。

(避難誘導)

第35条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し、出火階及びその直上階(出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階)を優先して避難誘導するものとする。

- 2 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。
- 3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。
また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

- 4 避難誘導の開始の指示命令は、自衛消防隊長が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
- 5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、聴覚障害者、外国人については、担当者を指定して避難させるものとする。
- 6 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。
- 7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター等）に連絡しなければならない。
- 8 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター等）に報告するものとする。
- 9 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

（安全防護）

- 第36条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。
- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
 - 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
 - 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
 - 5 危険物等消火活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
 - 6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。
 - 7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

（救出救護）

- 第37条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。
- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。

- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。
- 4 応急救護班は、逃げ遅れ者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段附室等安全な場所へ救出するものとする。

(消防機関への情報提供等)

第38条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。

- (1) 自衛消防の組織の活動状況
- (2) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保
- (3) 火災現場への誘導
- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供
- (5) 自衛消防隊本部等の設置場所

第3節 地震時の活動

(発生時の初期対応)

第39条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。

- 2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。
- 3 初期情報の収集と管理
 - (1) 自衛消防本部（防災センター等）は、被害状況等の情報を一元化し、収集・管理する。
 - (2) 防災センター等の勤務員は、気象庁の地震情報、津波情報及び緊急地震速報等の情報収集を行う。
- 4 出火防止
 - (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
 - (2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

(緊急地震速報受信時の対応)

第40条 防災センター等の勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに

統括防火管理者（自衛消防隊長）に報告する。

- (1) 避難口等及び防火戸等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

（地震による出火防止への対応）

第41条 地震発生後の出火防止等は次によるものとする。

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所に初期消火担当を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

（避難誘導）

第42条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

（避難上の留意事項）

第43条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

- (1) 避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。
- (2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。
- (3) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

（帰宅困難者対策）

第44条 帰宅困難者となるおそれのある当該建物内の関係者等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるほか各事業所の消防計画に定めるものとする。

第4節 警戒宣言等が発令された場合の対策

（警戒宣言等への対応）

第45条 警戒宣言又は東海地震注意情報等（以下「警戒宣言等」という。）が発令された場合、各管理権原者及び統括防火管理者は、地震発生時における被害を軽減するため、次の措置をとる。

- (1) 警戒宣言等の発令時の対応処置
 - ア 情報の伝達方法
 - イ 自衛消防の組織の任務の確認
 - ウ 在館者等の対応
 - (2) 各事業所の営業の自粛又は中止
 - (3) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の運転及び停止
 - (4) 出火防止のための応急措置対策の確認
 - (5) その他必要な事項
- 2 緊急を要する場合は、自衛消防隊長は警戒宣言等が発令された場合の必要な措置等について、各事業所の地区隊長等に指示・命令することができる。

(警戒本部の設置)

第46条 自衛消防隊長は、警戒宣言等が発令された場合は、警戒本部を設置する。

- 2 警戒本部の構成員は、自衛消防隊長（不在のときはその代行者）及び各事業所の地区隊長等とする。
- 3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 緊急点検及び被害防止措置等の進行管理に関すること。
 - (2) 自衛消防組織要員の在館者に対する警戒宣言等の発令の伝達並びに自衛消防組織の臨時編成及び任務に関すること。
 - (3) 情報の把握
 - (4) 各管理権原者への情報連絡
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 警戒本部には、各階の平面図、トランシーバー等の通信機器など本部活動に必要なものを準備する。

(自衛消防の組織の編成及び任務)

第47条 警戒宣言等が発令された場合は、別表9に基づき自衛消防の組織の編成及び任務を組み替える。

(警戒宣言等発令の伝達)

第48条 警戒本部は、警戒宣言等の発令について各事業所の従業員に放送等で伝達する場合は、他の在館者のパニック防止のため、あらかじめ建物内の従業員等のみが理解できる放送文に

より行う。

2 在館者への伝達を放送等で行う場合は、避難誘導員等の配置が完了した後に行う。

(被害防止措置等)

第49条 統括防火管理者は、地震発生に伴う被害を防止するため、次の事項を行う。

- (1) エレベーターは、地震管制装置付きのものを除き運転を中止する。
- (2) 建築工事及び窓ふきその他高所作業を行う者に対して、工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置を行わせ、作業を中止させる。
- (3) 設備・機器等及び消防用設備等の点検及び固定等の確認

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者に対し、次の事項の実施について指示する。

- (1) 火気使用設備器具の使用は原則として中止とする。やむを得ず使用する場合は、防火管理者が確認し、必ず従業員に監視させ直ちに消火できる態勢を講じてから使用させる。
- (2) 窓ガラス・照明器具・オフィス内事務機器・ロッカー等について転倒・落下・移動防止措置の確認及び処置を行う。

(情報を覚知した場合の対応措置)

第_____条 統括防火管理者は、_____に伴う地震、津波に関する情報を覚知した場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 本部隊の通報連絡(情報)班に地震及び津波に関する情報の収集に当たらせる。
- (2) _____が発生したことを各事業所の防火管理者に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。
- (3) 本部隊・地区隊の避難誘導班に、必要に応じて顧客等の避難誘導に当たらせる。
- (4) 本建物内の従業員等を必要に応じて_____ (例えば「_____」など具体的に)に集合させ、避難させる。
- (5) 前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。

2 従業員等は、_____に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した建物内の従業員等は、直ちに自衛消防隊長及び地区隊長にその旨を報告する。

第4章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

第50条 各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、各管理権原者との情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。

2 各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他の防火業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

(防火管理者の教育)

第51条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し防火管理に関する知識・技術の向上に努める。

2 統括防火管理者は、必要に応じて各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のための講習会及び研修会等を行う。

(従業員等の教育)

第52条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第53条 統括防火管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的実施するものとする。

(1) 総合訓練

(2) 部分訓練

ア 通報訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ その他安全防護訓練、救出救護訓練

(3) その他の訓練

ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練

イ 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱訓練

2 訓練の実施時期等は、次のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練	___月___月	・通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。 ・地震を想定した訓練も合わせて実施する。
部分訓練等	___月___月	必要に応じ実施する。

- (1) 訓練は、訓練指導者を指定して実施するものとする。
- (2) 訓練参加者は、自衛消防の組織を含むすべての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第54条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第55条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

- 2 統括防火管理者は、別表11「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。
- 3 統括防火管理者は、訓練検討結果を防火管理委員会に報告するものとする。
- 4 各事業所の防火管理者は、従業員等に訓練検討結果を周知・教育するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第56条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について各事業所の防火管理者等に周知徹底する。

第5章 雑 則

(経費の分担)

第57条 この計画に定める事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を定める。

附 則

この計画は、 ___年___月___日から施行する。

別表 2

防火管理委員会構成表

	事業所名	備 考
委員長		
副委員長		
副委員長		
委 員		

別表 3

防火管理業務委託状況表

統括防火管理者の業務委託（統括防火管理者の業務を第三者へ委託している場合）				
統括防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		氏名（名称） 住所（所在地） 電話番号		
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
		範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
	通報登録番号			
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	

（備考） 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付する。

* 各事業所における業務委託については、各事業所の消防計画で定める。

別表 4

防火対象物実態把握表

(年 月 日現在)

*管理権原者氏名 { }

統括防火管理者氏名 { }

項目		内容		項目		内容		
防火対象物の現状	所有形態	単独・共有・区分所有・その他 ()		直通階段		屋内 (系統) 屋外 (系統)		
	建築年月日	年 月 日		建物内の事業所数				
	階層	地上 階、地下 階		防災センター		有 ・ 無		
	全体の用途			統括防火管理	該当の有無	有 ・ 無		
	建物全体の面積	m ²			協議会の有無	有 ・ 無		
	建物全体の収容人員	名		防火管理業務の一部委託		有 ・ 無		
	建物構造	耐火・準耐火・防火・木造						
	危険物施設の状況	危険物施設等の区分・場所			建築設備の状況	非常用エレベーター	有・無 設置数 ()	
品名				その他のエレベーター		有・無 設置数 ()		
届出・許可		有 ・ 無		エスカレーター		有・無 設置数 ()		
消防用設備等の設置状況	消防設備	消火器			警報設備	自動火災報知設備	有 ・ 無	
		屋内消火栓設備	有 ・ 無			放送設備	有 ・ 無	
		粉末消火設備	有 ・ 無			ガス漏れ火災警報	有 ・ 無	
		スプリンクラー設備	有 ・ 無		避難設備	避難階段	有 ・ 無	
		泡消火設備	有 ・ 無			その他の避難階段	有 ・ 無	
		不活性ガス消火設備	有 ・ 無		必消費火な活動設備上	排煙設備	有 ・ 無	
						連結送水管	有 ・ 無	

* 統括防火管理協議会を設置している場合の管理権原者は、統括防火管理協議会の代表者とし、設置していない場合は統括防火管理者の所属する事業所の管理権原者とします。

別表 6

消防用設備等自主点検チェック表（定期）

その 1

実施設備	点検項目	点検結果
消 火 器 (年 月 日)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 (年 月 日)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(4) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害がないか。(例 物品の積み上げなど)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害がないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備 (年 月 日)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物 消火設備 粉末消火設備など (年 月 日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備 (年 月 日)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	

ガス漏れ火災 警報設備 (年月日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切りの変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変更、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年月日)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年月日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年月日)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により放送ができるか確認する。	
誘導灯 (年月日)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年月日)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	

連 結 送 水 管 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
無線通信補助設備 (年 月 日)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	(2) 通話状況は良好か。	
備 考		
点検実施者氏名		統括防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 7

防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）

その 1

確認箇所及び点検項目		検査結果
防火施設	(1) 構造及び開口部	
	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等がないか。	
	② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画	
	① 防火区画を構成する壁・天井に破損がないか。	
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
	③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じないか。	
⑥ 防火ダンパーの作動状況はよいか。		
避難施設	(1) 通路	
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる看板・ディスプレイ等の障害物を配置していないか。	
	(2) 階段	
	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難口	
	① 扉の開放方向は、避難上支障ないか。	
	② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
	③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。		
火気使用設備器具	(1) ガス配管の老朽化、亀裂、損傷、ガスの漏えいがないか。	
	(2) 排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
	(3) 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
	(4) 火気使用設備器具の周囲は整理整頓されているか。	

電気設備	(1) 変電設備	
	① 変電室の天井・壁・床等に漏水箇所等がないか。	
	② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
	③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2) 電気器具等	
	① 照明器具等の固定状況に脱落のおそれのある緩み等がないか。	
	② タコ足の接続をしていないか。	
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	(1) 少量危険物施設等（ボイラー設備等）	
	① 標識・掲示板は掲げられているか。	
	② 区画の壁体に亀裂・損傷等がないか。防火戸の開閉に異常がないか。	
	③ 危険物の漏れ、あふれ、飛散がないか。	
	④ タンクからの漏えいがないか。	
	⑤ 容器の転倒、落下防止措置がされているか。	
	(2) 指定可燃物施設	
	① 標識は掲げられているか。	
	② 貯蔵取扱場所の周辺に火気がないか。	
③ 整理整頓がされているか。		

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

統括防火管理者確認

--

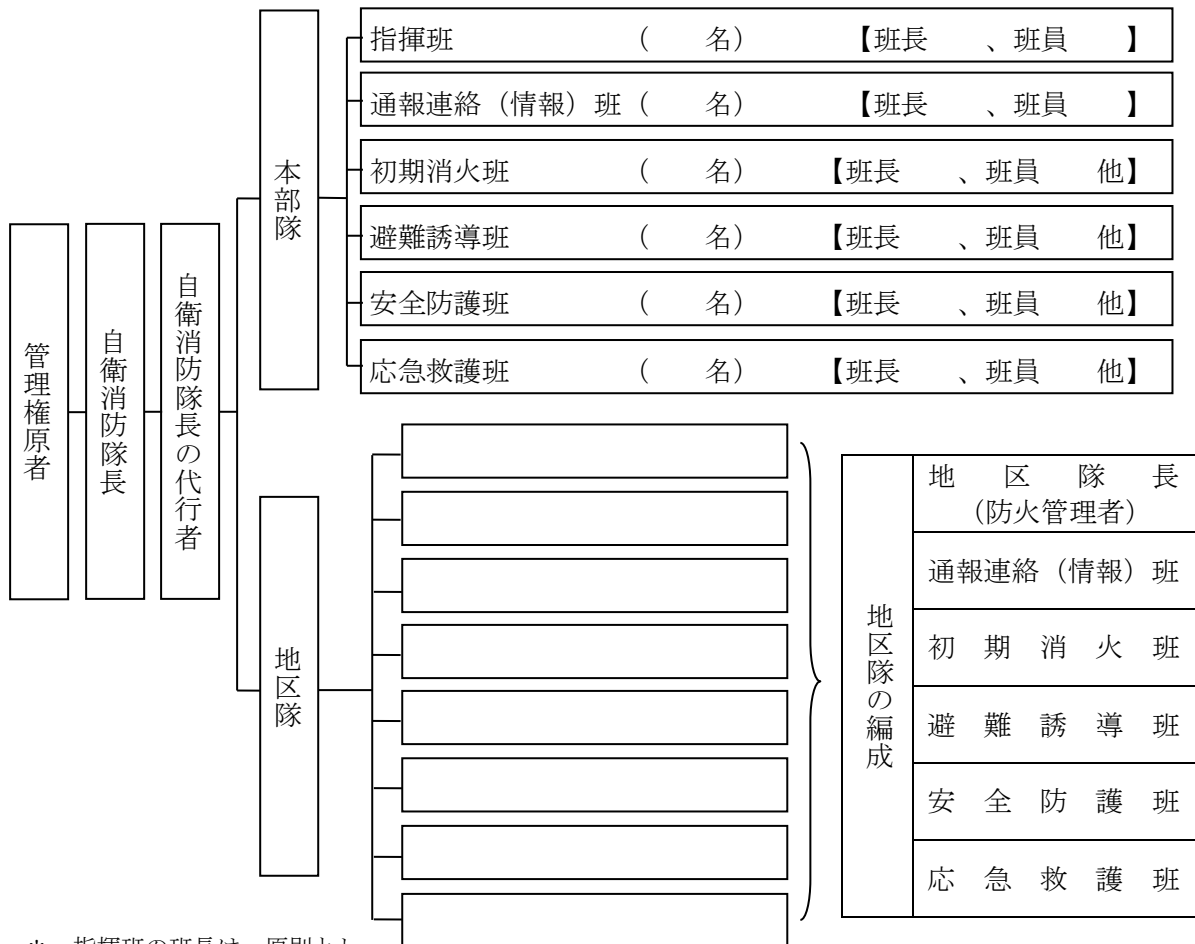
別表 8

休日・夜間等の防火管理体制

--

別表 9

自衛消防の組織の編成表



* 指揮班の班長は、原則として自衛消防隊長又はその代行者が兼ねるものとする。

◎合同自衛消防隊（地区隊）

- ① 同一階の小規模な事業所が協議し、合同で自衛消防の組織を編成する。
- ② 地区隊長は、事業所の規模（面積、人員等）の大きな事業所の防火・防災管理者とする。
- ③ 隊員数は、各事業所の従業員数を勘案して指定する。

合同地区隊の編成

	事業所名	防火管理者	従業員数	ブロック隊員数
地下1階 合同自衛消防隊			人	人
			人	人
			人	人
			人	人

自衛消防の組織の任務

1 本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発令された場合の組織編成	警戒宣言、津波警報等が発令された場合の任務
指揮班・通報連絡(情報)班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3 関係機関や関係者への連絡 4 消防用設備等の操作運用 5 避難状況の把握及び避難の指示 6 地区隊への指示 7 その他必要な事項 	<p>通報連絡(情報)班は、情報収集担当として編成する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等により情報を収集し、自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備等により従業員等に対する情報の周知を図る。 4 非常用物品等の確認をする。 5 建物内残留者の調査をする。 6 その他
初期消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火場所に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐 	<p>初期消火班は、点検措置担当班として編成する。</p>	<p>防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物点検及び保安の措置を行う。</p>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品等の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定 	<p>避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。</p>	<p>混乱防止を主眼として、来館者及び通行人等の案内及び誘導を行う。</p>
安全防護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等の危険物施設等の運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 	<p>安全防護班は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>上記の初期消火班の任務と同様とする。</p>
応急救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急救置 3 救急隊との連携、情報の提供 	<p>応急救護班は、情報収集担当として編成する。</p>	<p>上記の通報連絡(情報)班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。</p>

2 地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発令された場合の組織編成	警戒宣言、津波警報等が発令された場合の任務
通報連絡(情報)班	防災センター等への通報	通報連絡(情報)班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。

別表10

自衛消防活動等装備品リスト

任務別	品 名			
	用意すべき資機材	チェック欄	用意が推奨される資機材	チェック欄
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）		携帯用拡声器	
	建築図面（平面・配管・電気設備）		指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		照明器具（懐中電灯・投光器等）	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
通報連絡	非常通報連絡先一覧		携帯用拡声器	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣		可搬消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具（とび口等）	
			防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
			誘導の標識（案内旗等）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		切断機具（ドアチェーン等切断用）	
	携帯用拡声器			
	照明器具（懐中電灯等）			
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具（ロープ、バール、ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建物図面（平面・配管・電気設備等）			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資機材（テント、ベッド等）	
	担架		傷病者記録用紙	
			車椅子	
			自動体外式除細動器（AED）	
そ の 他	非常用搬出品リスト（契約書類、台帳、PC、電子記録等）			
	災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛		携帯発電機	

* 資機材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

* 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。

* 食糧（缶詰、乾パン等）：必要日数×必要人数分

* 飲料水（目安 1日／3リットル）：必要日数×必要人数分

別表11

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
実施場所					
実施範囲	全体 ・ 部分 (棟 階)				
訓練想定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ その他の災害 () 具体的な内容：				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	部分訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他 ()			名
訓練参加者内訳	従業員 ・ 居住者等 (全員 ・ 一部) 名 (うちパート・アルバイト 名) 参加者内訳：自衛消防隊員 名 本部隊員 名 (うち防災センター勤務員 名) 地区隊員 名				
訓練指導者	職	氏名			
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職	氏名			

備考1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

別図 1

管理権原の及ぶ範囲



占有部分	区分	事業所	管理権原者
共用部分			

別図 2

避難経路図

